



狂犬病予防集合注射を実施します

3月下旬に案内はがきを送付しますので、忘れずに予防注射を受けさせましょう。案内はがきが届かない、または初めて予防注射を受ける犬の飼い主は、お問い合わせください。

■問い合わせ 本庁生活環境課環境係

(内線1214※4月1日～☎34-12340)

予防注射を受けさせることは 飼い主の義務です

狂犬病は、発症するとほぼ100%で死に至り、世界の国々では毎年数万人が亡くなっている恐ろしい病気です。感染の防止には犬の予防注射が必要で、生後91日以上の犬の飼い主は、毎年1回、4月1日から6月30日までの間に犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

案内はがきを忘れずに

案内はがきに注射会場と日程を記載していますので、ご都合に合わせて接種させさせてください。案内はがきの裏面が問診票となっていますので、注射の際は問診票を記入の上、会場まで忘れずにお持ちください。

○注射料金（注射済票交付手数料を含



日程と会場は
次のページ



む)

▼登録済みの犬…3千円
▼未登録の犬…6千円（登録手数料3千円を含む）

届け出を忘れていませんか？

次の場合には届け出が必要ですので、飼い主は必ず市に届け出をしてください。届け出先のほか、狂犬病予防集合注射の会場でも受け付けます。

集合注射の注意事項

- ▼首輪が抜けないようしっかりと締めましょう
- ▼会場には犬を制止できる人が連れて来ましょう
- ▼ふんは飼い主が責任を持つて始末しましょう
- ▼犬の体質によって、まれにアレルギー反応が出ることがあります

動物病院でも予防注射を受けられます

普段通り慣れている動物病院なら、犬が落ち着いた状態で接種でき、副作用が起きた時も対処しやすいというメリットがあります。ワクチンの有無や費用などは動物病院によって異なりますので、直接動物病院にお問い合わせください。

届

■届け出先 本庁生活環境課環境係、各総合支所市民環境課※4月1日～地域支援グループ